

令和8年度4月からの 保育施設利用申込みについて

瑞穂区役所民生子ども課



保育所等の利用要件

- ①名古屋市に住所があること
- ②次のいずれかの保育が必要な状況に該当すること

保育の 必要な事由	具体的な保護者の状況	利用できる期間
就労	月64時間以上、就労をすることを常態	最長で小学校前まで
産前産後	出産予定日8週前（多胎妊娠の場合は14週前）の日から 出産後8週を経過するまでの期間内	出産後8週間後の日が属する月
疾病等	保護者の疾病・心身の障害	・ 障害に関する手帳を所持… 小学校就学前
親族介護	保護者が親族の介護をすることを常態とする	・ 診断書に記載された終期まで
災害復興	自宅及び地域内の災害の復興にあたっている	災害の復旧が完了するまで
求職活動	就労する意思があり求職活動に専念している	利用開始日から90日を経過する 月の月末まで
就学	1日において4時間以上就学している	卒業（修了）の属する月末まで
発達援助	心身の発達に遅れのある3歳以上のお子さんを 監護している	お子さんの小学校就学前日まで
育児休業	下の子の育児休業中、上の子が満3歳以上であること	育児休業修了日の属する月末まで

利用手続きの流れ

①保育施設見学 8月～10月頃



②申請書の受け取り 10月初め～



③申請書の提出 10月中頃～12月初め頃



※支援が必要なお子様は11月初め頃が締切となります

④利用調整(利用調整表による)



⑤調整結果の通知 2月中旬



⑥追加受付 2月中旬～3月中旬



⑦保育料の通知 3月下旬



保育施設見学

*** 各施設の見学予定日は広報なごや8月号をご覧ください**

**見学をしないと分からないことがたくさんあります。
施設見学を済ませた上でお申込みをしましょう。**

こんな所をチェックしましょう！！



- * 園までの送迎（駐車場の有無）**
- * 保育時間・受入れ年齢**
- * 園の施設・雰囲気・保育内容**
- * 保育料以外にかかる料金**
- * 慣らし保育の期間**
- * お子さまの発達・アレルギー等心配事は園に相談してからの申込みをおねがいします。**

申請前の注意点

*** 申請書の配布・提出方法は広報なごや9月号をご覧ください**

*** 令和8年度『利用のご案内』をよくお読みください。**

*** 書類の締め切りは厳守。**

書類の不備があると本来のランクで調整できないので余裕を持って提出しましょう。
4月のお申込みについては電子申請も行っております。

*** 通える範囲で希望施設を増やしましょう。**

*** 申請書はお子さまそれぞれに必要です。証明書類は世帯に1部で結構です。**



申請前の注意点



＊ご両親それぞれの家庭で保育できない状況を確認できる書類の提出が必要です。

＊証明書類の誤りがないかご自身でも必ず確認してください

＊提出された書類は返却できません。希望施設は忘れないようメモしましょう。

＊育児休業明けの場合は4月中の復帰が条件です。

＊集団保育が可能な、発達の遅れが心配されるお子様など、支援が必要なお子様が
入所を希望する場合は11月初めまでに発達質問票を添えてのお申し込みとなります。

申請後の注意点

- ＊申請書の内容や希望施設の変更がある場合は、締切日までに区役所で変更申請してください。
- ＊希望施設に入所決定する場合、改めて意向確認は致しません。
- ＊申込者数や調整の状況についてのお問合せにはお答えできません。
- ＊利用の意思がなくなった場合は、申込を取り下げてください。



Q & A



Q1 住んでいる区と別の区の保育施設を申込できる？

▶市内の保育施設であれば申込可能です。

Q2 申込用紙に第6希望まで記載するのは必須？有利・不利はある？

▶必須ではありませんが、多くの施設を記入した方が可能性は広がります。

Q3 申込は早い方が優先？保留期間が長いほど有利？

▶利用調整基準に基づいて行います。申込順、保留期間は考慮しません。